

平成29年度以降に認定を受ける方の接続の同意を証する書類 ※新認定の取得手続きに当たり必要となるもの

	接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		接続の同意を証する書類と誤認されやすい書類の名称
	工事費負担金がある(1円以上)場合		
	工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	
低圧	<u>① 系統連系に係る契約のご案内</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の内項目「接続契約締結日」=接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円もしくは-と記載している) ①検討結果回答書【負担金請求用】(低圧用) ②太陽光発電設備の系統連系に際してのお願い
高圧	<u>① 系統連系に係る契約のご案内</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している) ご契約内容のお知らせ ※発電設備系統連系サービス要綱に係る契約の成立時に発送する書類であり、接続の同意を証する書類ではございません。
特別高圧	<u>① 系統連系に係る契約のご案内</u> ※1 ①をもって接続同意 ※2 ①の右肩の発行日が接続同意日 ※3 接続契約日=接続同意日	—	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ(当該書類に0円と記載している) ご契約内容のお知らせ ※発電設備系統連系サービス要綱に係る契約の成立時に発送する書類であり、接続の同意を証する書類ではございません。

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。